様式第40号（第14条関係）（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

公　示　送　達　書

長税務第18－18号
令和８年11月２日

駿東郡長泉町長　　池　田　　修

下記の送達すべき書類について、本人の住（居）所在不明のため（本人の住（居）所へ送達困難な事情があるため）送達できませんので、当町役場税務課に保管してありますから、御連絡があれば直ちに交付します。

地方税法（昭和25年法律第 226号）第20条の２第２項の規定によりこの旨公示します。

記

送達を受けるべき方の氏名・名称	送達すべき書類の名称	備　　考
ＮＧＵＹＥＮ　ＤＵＣ　ＴＯＡＮ	令和８年度国民健康保険税督促状	
正木　悟史	令和８年度国民健康保険税督促状	
ＫＩＭ　ＨＹＵＮＵ	令和８年度国民健康保険税督促状	
佐々木　友実	令和８年度国民健康保険税督促状	

注意　上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の２第３項の規定により、上記の日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。